

木造住宅無料耐震相談会、木造住宅耐震診断・改修費用の助成

耐震化で地震に強い住まいを

市では、市民の皆さんの大切な生命や財産を守るため、木造住宅無料耐震相談会や木造住宅耐震診断・改修への助成を実施しています。平成23年度の補助金交付申請の受け付けは、木造住宅耐震診断助成制度が12月28日(水)まで、木造住宅耐震改修助成制度が10月31日(月)までです。

木造住宅無料耐震相談会

住宅の耐震性について相談してみませんか。建築士の資格を持つ相談員が分かりやすく説明します。

日時 4月22日(金)、5月28日(土)、

6月24日(金) 午前9時～正午、

午後1時～4時

会場 市役所5階501会議室

内容 建築物の耐震性や耐震診断・耐震改修の工法などの相談
(相談時間は1時間程度)

対象 一戸建て住宅または併用住宅



宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)、木造在来構

法で2階建て以下のものを市内

に所有し、自らが居住している

人

定員 8人(1回当たり・先着順)

持ち物 図面(持っていない人は、

簡単な間取り図)

申込方法 開催日の7日前(土・

日曜日、祝日の場合はその前

日)までに直接または電話で建

築住宅課(☎20・1564)へ

耐震診断費用の一部を助成

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

補助を受けるには、市に登録している木造住宅耐震診断士に診断を依頼する必要があります。

補助金交付決定前に耐震診断を行った場合は交付を受けられませ

るので、注意してください。

対象となる木造住宅 ②次のすべて

に当てはまるもの

・市内に自ら所有し、居住する住宅

・構造が、在来構法または枠組壁

工法であるもの

・一戸建ての住宅または併用住宅

(居住部分が総床面積の2分の

1以上のもの)

・地上階数が2以下のもの

対象者 ②次のすべてに当てはまる

人

・成田市の住民基本台帳に記録ま

たは外国人登録されている人

・過去に、この制度での補助金の

交付を受けていない人

・市税を完納している人

補助金額 耐震診断に要する費用

のうち、木造住宅耐震診断士に

支払った額の3分の2(上限8

万円。100円未満は切り捨て)

申請受付期限 12月28日(水)

耐震改修費用の一部を助成

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された木造住宅で、耐震診断により耐震性が低いとされた場合に、耐震改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

補助を受けるには、市に登録している木造住宅耐震診断士に設計・工事監理を依頼する必要があります。

補助金交付決定前に耐震改修の設計・工事を行った場合は交付を受けられませんので、注意してください。

対象となる木造住宅 ②次のすべて

に該当するもの

・市内に自ら所有し、居住する住宅

・構造が、在来構法または枠組壁

工法であるもの

・一戸建ての住宅または併用住宅

(居住部分が総床面積の2分の

1以上のもの)

・地上階数が2以下のもの

・建築基準法の規定に抵触してい

ないもの

・耐震診断の結果、上部構造評点

が1・0未満のものを、耐震改

修の工事を行うことにより1・

0以上とするもの

対象者 ②次のすべてに当てはまる人

・成田市の住民基本台帳に記録ま

たは外国人登録されている人

・木造住宅の耐震改修の工事を次の

いずれかの者に依頼した人

○建設業法第3条第1項の許可を受けた者

○耐震改修に係る木造住宅の建設

工事を行った者

・過去にこの制度での補助金の交付を受けていない人

・市税を完納している人

補助金の額 耐震改修に必要な①

設計費・工事監理費②工事費に

基づき決定

①設計費・工事監理費の合計額の

3分の1(上限10万円。1、

000円未満は切り捨て)

②次のいずれか

ア高齢者などが居住し、かつ、当

該住宅に居住している人の全員

の市町村民税が非課税である場

合: 工事費の2分の1(上限70

万円。1、000円未満は切り

捨て)

イア以外の場合: 工事費の3分の

1(上限50万円。1、000円

未満は切り捨て)

申請受付期限 10月31日(月)

※くわしくは建築住宅課(☎20・

1564)へ。